電力・ガス・食料品等価格高騰

重点支援給付金のご案内



町では、今般のエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり 3万円の給付金を支給します。

対象となる次の世帯①②の方は、それぞれ手続きが必要となります。

給付金の対象となる世帯①

基準日(令和5年6月1日時点)で大洗町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯 ただし、次に該当する世帯は除きます。

- ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯
- ・令和5年1月2日以降に海外から日本に入国した方のみの世帯
- ・他市町村の同様の給付金(この名称の給付金の他に、低所得世帯支援給付金などの名称の給付金)を受給した世帯
- ・基準日以降、住民票の異動等により世帯分離した世帯

世帯の中に令和5年1月2日 、以降の転入者がいる世帯

令和5年1月1日以前から 世帯全員が、現住所に お住まいの場合

支給要件確認書の記入・提出

記入例を参考に**『電力・ガス・食料品等価格高騰重点 支援給付金支給要件確認書』**を記入の上、同封の返信用 封筒に入れて返送してください。(切手不要)

※ 代理人が確認・受給する場合は、確認書の裏面にある 【代理確認・受給を行う場合】欄も記入してください。 e sem

申請

など

○ 提出期限: 令和5年9月29日(金)まで(当日消印有効)

給付金の支給

確認書(または申請書)の内容を審査し、支給決定の方には、指定口座へ入金します。(確認書など受理後3~4週間後)

<裏面もご覧ください。>

(福祉課にお問い合わせください。) 申請書による申請が必要でも

給付金の対象となる世帯②

予期せず令和5年1月から令和5年9月までの家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当(※)となった世帯(家計急変世帯)

(※)「住民税非課税相当」とは、世帯全員のそれぞれの収入見込額(令和5年1月以降の任意の 1ヵ月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

申請書による申請・提出

申請書による申請が必要です。

申請書類を記入の上、福祉課へ提出してください。

(申請書類は、福祉課窓口または町ホームページより取得することができます。)

◎ 提出期限:令和5年9月29日(金)まで(当日消印有効)

給付金の支給

申請書の内容を審査し、支給決定の方には、大洗町から 指定口座へ入金します。(申請書受理後3~4週間後)



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の "振り込め詐欺"ゃ"個人情報の詐取"にご注意ください!

自宅などに市町村や内閣府の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

お問い合わせ

大洗町役場 福祉課 社会福祉係

☎ 029-267-5111(内線151)

https://www.town.oarai.lg.jp

syafuku@town.oarai.lg.jp

